

新事業等開拓支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）が、新分野への参入や新市場の開拓等を目指す鹿児島県内の中小企業等を支援することを目的として交付する新事業等開拓支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成金交付対象者)

第2条 助成金交付対象者は、鹿児島県内に主たる事業所を有し、事業を行おうとする中小企業者等とする。

(助成対象事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業（以下「助成事業」という。）に関する経費の一部を助成するものとする。

ただし、国又は鹿児島県等の公的機関から他の補助金を受けている場合は、助成金の交付対象としないものとする。

(1) 新事業等参入調査支援事業

ア 中小企業者等が新分野参入・新市場開拓のために行う事前調査及び製品企画

イ 中小企業者等が新分野参入・新市場開拓のために行う研究開発に係る事前調査及び製品企画

(2) 国内市場開拓調査支援事業

中小企業者等が研究開発した試作品・新製品等の展示会等への出展及び展示会等での市場調査

2 前項第2号の展示会等は、次の各号の一つに該当するものでなければならない。

(1) 国内（鹿児島県内を除く。）で開催される展示会・商談会（展示会を含む商談会であること）で概ね100社以上が出展するもの

(2) 国内（鹿児島県内を除く。）で開催される展示会・商談会（展示会を含む商談会であること）で国・都道府県等が主催又は後援するもの

3 第1項第2号の事業については、展示会への出展時に試作品・新製品等に関するアンケート調査を実施することを助成の条件とする。

(助成対象経費)

第4条 センターが前条の規定により交付する助成金の対象経費は、別表1に掲げるもののうち、センター理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

2 助成金の交付対象期間は、1年を限度とし、その額は助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の3分の2以内とする。

3 助成金の交付限度額は、次のとおりとする。

(1) 新事業等参入調査支援事業 50万円

(2) 国内市場開拓調査支援事業 50万円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 中小企業者等は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第6条 センターは、前条の規定により申請書が提出されたときは、別に定める審査委員会において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、助成金の交付を決定するものとし、交付決定の通知は助成金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 センターは、助成金の交付の決定をする場合において、助成金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することがある。

3 センターは、第1項による交付の決定にあたっては、前条第2項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 センターは、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(計画変更の承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合は、助成金計画変更承認申請書（第3号様式）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査委員会の意見を聴くものとする。

(1) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき

(2) 助成対象経費を著しく変更しようとするとき

(3) 前2号の著しく変更しようとする場合とは、助成事業に要する経費の総額の2割超の増額又は2割超の減額を伴う変更をする場合をいう。

(4) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の承認を行う場合、変更承認のみを行う場合は助成金変更決定通知書（第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は助成金変更交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 センターは、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又新たな条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から15日以内に助成金交付申請取下書(第6号様式)をセンターに提出することにより、申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。

2 センターは、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成事業者に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができるものとする。

(事故の届け出)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに助成金事故届出書(第7号様式)をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

この場合において、センターは必要に応じ審査委員会の意見を聴くことができるものとする。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき(助成事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに助成金実績報告書(第8号様式)に関係書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 センターは、前条に規定する報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

2 センターは、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に助成金交付確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条に規定する通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第10号様式)をセンターに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 センターは、助成事業者が、助成金を他の用途に使用し、助成事業に関して助成金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等若しくはセンターの指示に違反したときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用があるものとする。

- 3 センターは、前2項による取消しをした場合においては速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 センターは、助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 センターは、助成事業者へ交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 助成事業者は、第15条第1項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

- 3 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

- 4 センターは、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

- 5 助成事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該助成金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、センターに提出しなければならない。

(立入検査等)

第17条 センターは、助成事業の適性を期するため、必要があるときは、助成事業者に対し報告させ、又はセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(成果状況報告等)

第18条 助成事業者は、助成事業の成果向上に努めなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年当該助成事業の実施成果の状況について、助成金成果状況報告書(第11号様式)をセンターに提出しなければならない。

- 3 前項の成果状況報告書の提出は、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年5月末までに行なわなければならない。

(収益納付)

第19条 センターは、成果状況報告書により、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後、助成事業者が当該助成事業の実施結果による収益があり納付額が生じたと認められるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第20条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第12号様式）により速やかにセンターに報告しなければならない。

2 センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じるものとする。

(証拠書類の保管)

第21条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を、助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象事業	経費区分	内 容
新事業等参入 調査支援事業	委託費	市場調査・分析調査に係る委託費
	謝 金	新規事業参入に伴い依頼する専門家への謝金
	諸 費	文献、専門書等購入に係る経費
	その他	その他理事長が必要と認めた経費
国内市場開拓調 査支援事業	出展小間料	小間料
	小間装飾費	小間装飾に係る装飾経費
	使用料・ 賃借料	小間で使用する電気・ガス・水道料等 小間で使用する機器等の使用料・賃借料
	旅費・ 宿泊費	出展に要する旅費（3人以内） 出展に要する宿泊費
	印刷製本費	パンフレット・アンケート類の印刷に要する経費
	通信 運搬費	展示物の運搬に要する経費
	その他	その他理事長が必要と認めた経費

公益財団法人かごしま産業支援センター
理 事 長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

㊞

電話

年度新事業等開拓支援事業助成金交付申請書

年度において下記事業を実施したいので、助成金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

助成事業名	助成事業に要する経費(円)	助成金申請額(円)

※助成事業名には第3条第1項第1号又は第2号のいずれかの対象事業を記入する。

テーマ	
-----	--

<添付書類>

(1) 新事業等参入調査支援事業

ア 新事業等参入調査支援事業 計画書（別紙1-1-①）

イ 製品イメージ（イラスト，写真等）

(2) 国内市場開拓調査支援事業

ア 国内市場開拓調査支援事業 計画書（別紙1-1-②）

イ 製品概要（出展する製品等のわかる資料・パンフレット等）

ウ 展示・商談会等の概要（出展する展示会のパンフレット等）

エ アンケート（展示会で実施予定のアンケート用紙）

(3) 共通

ア 直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）

イ 県税の納税証明書（県税の未納がない証明）

ウ 会社概要（申請企業の事業内容のわかる資料・パンフレット等）

エ 事業費の積算根拠（見積書，パンフレット，カタログ等）

新事業等参入調査支援事業 計画書

1 申請企業担当者

担当者	役職		部署名	
氏名			TEL	
E-mail			FAX	

2 調査の概要

【新たに参入する新事業・研究開発の概要】

【調査の内容】

【調査の目的】

【調査予定期間】

【次年度以降の計画】（現時点での予定を記入）

3 事業費

総事業費	円	助成金申込額	円
------	---	--------	---

(明 細)

経費 区分	内 容	助成事業に要す る経費 (円)	助成金額 (円) (左の 2/3 以内)	説明・積算明細
委託費	委託費	()		
謝金	謝金	()		
諸費	図書購入費	()		
	合 計	()		

※ 「助成事業に要する経費」は、上段に消費税及び地方消費税の額を除いた額を
下段 () に消費税及び地方消費税の額を加えた額を記載してください。

国内市場開拓調査支援事業 計画書

1 申請企業担当者

担当者	役職		部署名	
氏名			TEL	
E-mail			FAX	

2 展示会等出展概要

<p>【展示会等の概要】</p> <p>〔展示会等名〕</p> <p>〔主催者〕</p> <p>〔開催の主旨〕</p> <p>〔規模(出展小間数, 来場予定者数を記載)〕</p> <p>〔開催場所〕</p> <p>〔出展期間〕</p> <p>〔出展の効果(目標)・目的〕</p> <p>〔展示会等で調査内容 (アンケート内容)〕</p>

3 展示品の概要

展示品名	
〔展示品の内容・特徴・セールスポイント〕	
〔市場〕（顧客ターゲット、市場規模等）	
〔出展後のフォロー予定〕	
〔販売計画〕（販売方法、販売ルート、3ヶ月・6ヶ月後の予想売上） 〔販売価格： 円〕 〔販売実績： 有 ・ 無 〕	
〔売上増に伴う新規雇用予定〕（人数、時期）	

4 事業費

総事業費	円	助成金申込額	円
------	---	--------	---

(明 細)

経費区分	助成事業に要する 経費 (円)	助成金額 (円) (左の 2/3 以内)	説明・積算明細
出展小間料	()		
小間装飾費	()		
使用料・ 賃借料	()		
旅費・ 宿泊費	()		
印刷製本費	()		
通信運搬費	()		
合 計	()		

※ 「助成事業に要する経費」, 上段に消費税及び地方消費税の額を除いた額を
下段 () に消費税及び地方消費税の額を加えた額を記載してください。

か産支第 号
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

年度新事業等開拓支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度新事業等開拓支援事業助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額等

助成事業名	助成事業に要する経費(円)	助成金交付決定額(円)

テーマ	
-----	--

2 交付の条件

新事業等開拓支援事業助成金交付要領を遵守すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

電 話

㊞

年度新事業等開拓支援事業助成金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
の助成事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 テーマ

3 変更区分（①内容変更，②経費の配分変更，③中止，④廃止）

4 変更理由

5 関係書類

(1) 上記3の①②の場合 変更内容説明書

（当初提出した事業計画書・収支予算書の項目で、変更しようとする部分について
変更後の内容を記載する。）

(2) 上記3の③④の場合 結果報告書

（実績報告書に添付すべき事業結果報告書・収支計算書の様式に準じて記載する。）

備 考

- 1 変更区分は該当の項目に○をつけること。
- 2 変更理由を証する書類があれば添付すること。

第 号
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

年度新事業等開拓支援事業助成金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の助成事業の計画変更につ
いては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 結果

承 認

不 承 認

第 号
年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

年度新事業等開拓支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の助成事業の変更については承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 変更交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

㊞

電 話

年度新事業等開拓支援事業助成金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度の
助成事業を下記により取下げます。

記

1 事業名

2 テーマ

3 助成金の額 金 円

4 取下理由

第7号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）
企業等名
代表者名 ⑩
電 話

年度新事業等開拓支援事業助成金事故届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度の
の助成事業について、下記のとおり事故があったので関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対してとった措置
- 5 関係書類
 - (1) 進捗状況報告書
(全体の研究開発等計画と比較して記載する。)
 - (2) 支出済経費明細書
(実績報告書の収支計算書に準じて記載する。)

平成 年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

電話

㊟

年度新事業等開拓支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度
の助成事業を実施したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 事業名

2 テーマ

3 関係書類

<新事業等参入調査支援事業 用>

- (1) 新事業等参入調査支援事業 結果報告書（別紙1—①）
- (2) 調査結果（市場調査・分析調査の委託等に係る調査結果報告書等）
- (3) その他調査状況等のわかる資料，調査対象品の写真等

<国内市場開拓調査支援事業 用>

- (1) 国内市場開拓調査支援事業 結果報告書（別紙1—②）
- (2) アンケート（展示会で行ったアンケートの集計用紙）
- (3) 出展証明（展示会出展のブース写真）
- (4) その他事業費で製作したパンフレット，カタログ等

<共 通>

- (1) 支払証明（請求書，領収証，振込証明）

1 調査の概要等

【調査の概要】

【調査の内容】

【調査の目的】

【調査実施期間】

【調査結果の概要】

2 今後の計画

【調査結果を踏まえた製品の改良点など】

【今後の計画】（新たに開発する商品の企画案，研究開発の計画，製品化への計画，など具体的に記載すること。）

3 事業費

総事業費	円	助成金充当額	円
------	---	--------	---

(明細)

経費区分	内容	助成事業に要する経費 (円)	助成金額 (円) (左の 2/3 以内)	説明・積算明細
委託費	委託費	()		
謝金	謝金	()		
諸費	図書購入費	()		
合計		()		

※ 「助成事業に要する経費」は、上段に消費税及び地方消費税の額を除いた額を下段 () に消費税及び地方消費税の額を加えた額を記載してください。

1 展示会等の概要

【展示会等名】

【主催者】

【開催主旨】

【開催場所】

【出展期間】

【展示会への来場者数】

2 出展の成果等

【ブースへの来場者数】

【商談件数】

【契約成立状況】（契約の相手方など具体的に記載すること。）

3 アンケート結果の概要

【アンケート結果の概要】

4 今後の計画

【今後の販売計画】（今後の計画している販売方法等について具体的に記載すること。）

5 事業費

総事業費	円	助成金充当額	円
------	---	--------	---

(明 細)

経費区分	助成事業に要する 経費 (円)	助成金額 (円) (左の 2/3 以内)	説明・積算明細
出展小間料	()		
小間装飾費	()		
使用料・ 賃借料	()		
旅費・ 宿泊費	()		
印刷製本費	()		
通信運搬費	()		
合 計	()		

※ 「助成事業に要する経費」, 上段に消費税及び地方消費税の額を除いた額を
下段 () に消費税及び地方消費税の額を加えた額を記載してください。

年 月 日

様

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長

年度新事業等開拓支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度新事業等開拓支援事業
助成金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 テーマ
- 3 交付確定額 金 円

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

電話

㊞

年度新事業等開拓支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知書のあった 年度
新事業等開拓支援事業助成金を交付くださるよう下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求金額 金 円

請求総額	金	円
前回までの交付額	金	円
今回請求額	金	円
未請求額	金	円

振込指定口座： _____銀行， _____支店

_____預金， 口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 様

住所（所在地）

企業等名

代表者名

㊞

電話

年度新事業等開拓支援事業助成金成果状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付確定のあった新事業等開拓
支援事業助成金に係る 年度の成果状況について，新事業等開拓支援事業助成金
交付要領第 18 条の規定により，下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 テーマ

3 助成金確定額

4 成果状況

当事業で助成を行った製品の売上状況

製 品 名	売 上 状 況			摘 要
	単価(円)	売上数量	売上高 (円)	

5 今後の販売計画など

第 12 号様式（第 20 条関係）

年 月 日

公益財団法人かごしま産業支援センター
理事長 殿

所在地
名称
代表者名 ⑩

年度新事業等開拓支援事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

新事業等開拓支援事業助成金交付要領第 20 条の規定により，次のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 事業名 | |
| 2 助成金額 | 円 |
| 3 助成金の確定時における消費税等仕入控除税額（A） | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う
補助金に係る消費税等仕入控除税額（B） | 円 |
| 5 助成金返還相当額（A－B） | 円 |

[記入要領]

- 1 「助成金額」は，センターが助成金交付確定通知書により通知した額であること。
- 2 「助成金の確定時における消費税等仕入控除税額」は，実績報告書の額と一致すること。
- 3 その他，消費税等仕入控除税額の算定に必要な積算内訳書を別紙として添付すること。